

訪問看護ステーションの開業要件の緩和

重点番号19: 訪問看護ステーションの開業要件の緩和(徳島県)



徳島県

訪問看護ステーションの開業要件の緩和

過疎地域における訪問看護の促進を図るため

一定の要件の下で、訪問看護ステーション開業要件である**看護師等の配置基準を過疎地域の特例**として現状の常勤換算**2.5人から緩和**し、地域特性に応じた**柔軟な制度**とする。

※一定の要件とは…

安定的、安全に訪問看護サービスを提供するため、
人員を擁する訪問看護ステーションとの連携やICTの活用
による主治医等との連携等、運用にあたってバックアップ
体制を確保。



現 状

訪問看護ステーションの指定基準

＜指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)＞

1 人員に関する基準

(1) 看護職員(保健師, 看護師, 准看護師)

- ① 常勤換算で2.5人以上配置
 - ② うち1人は常勤とすること
- (2) 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士一実情に応じた適当数
- (3) 管理者
- ① 原則として保健師又は看護師
 - ② 専従・常勤の者

出張所(サテライト)の設置に係る人員・設備等の基準

＜指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)＞

主たる事業所と一体的なサービス提供を行うサテライト事業所においては, 主たる事業所とサテライト事業所を合わせて常勤換算方法で2.5人以上の看護職員の配置があれば開設可能。

指定居宅サービス等の提供が著しく困難な離島等の地域における取扱い

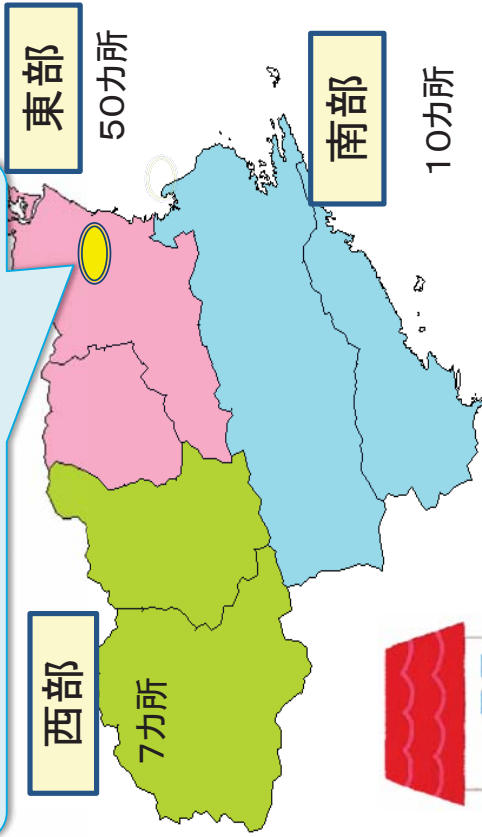
＜介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第42条第1項第3号＞

指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの提供が著しく困難な離島等の地域においては, 市町村の判断により, 基準を満たしていない事業所に対して保険給付を行う(特例居宅介護サービス費)ことが可能。

徳島県における訪問看護の現状

訪問看護ステーションの状況

徳島市周辺の県東部に訪問看護ステーションの約7割が集中！



サテライトの設置 2カ所
(H27年4月現在)

特例居宅介護サービス費の活用実績はなし。

過疎地域における訪問看護提供体制の状況



片道1時間以上の山間部にも利用者があり、車の運転等、訪問看護師の負担大！

過疎地域では、療養生活にあわせた、タイムリーな訪問看護が受けにくい。



過疎地域においても
療養者の生活やニーズに即した
訪問看護サービスを受けることが可能な
仕組みづくりが必要。



＜過疎地域等におけるサービス提供加算の事業事例＞

- 徳島県三好市
三好市山間地介護保険特別支援事業(H26年度)
三好市に所在地を置く事業所が三好市が定める山間地域に居住する
利用者に訪問看護等のサービスを提供した場合に、基準額の合計額に
5%を乗じて得た額を補助。

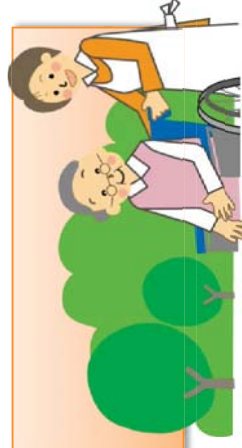


自治体の努力により、不採算部分について補助

過疎地域に訪問看護ステーションの設置が進むことで

【利用者側】

- 地域の**顔なじみ**の看護師から看護サービスを受けることが可能。
- 住み慣れた地域で「**オーダーメイド**」の療養生活が可能となり、過疎地域においても在宅への流れができる。



【サービス提供側】

- 移動時間短縮で看護師の**負担軽減**。看護業務に専念。
- 特定行為に係る研修制度がH27年10月からスタートすることにより**看護の専門性**を発揮。

【地域活力向上】

- 退職後の看護職が自分のライセンスを活かし、**地域貢献**として働くことが可能。「**生涯現役社会**」の後押し。
- 過疎地域に仕事をつくることにつながり、**Uターン、Iターン**を促す。

地方創生



人の流れと仕事をつくり
人口減少の歯止め！

地域包括ケアシステム
推進による暮らしの安心！